

令和6年度富士市介護保険施設等指導方針

この指導方針は、富士市が介護サービス事業者に対して介護サービスの内容、介護報酬等の請求等に関する指導を実施するに当たり、重点的に指導する事項を定めることにより、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

第1 基本的な考え方

介護サービス事業者に対する指導に当たっては、よりよい介護サービスの実現に向けた事業者の育成・支援に重点を置いて行います。

なお、運営指導に当たっては、事前に提出を求める書類や指導当日に確認する書類について事業者の負担軽減に十分配慮しながら行うこととし、あらかじめ日時、場所等を文書により介護サービス事業者へ通知します。ただし、あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

第2 指導の重点事項

1 医療と介護の連携

介護保険施設等（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の事項について指導します。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めているか。
（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。令和9年3月末日までの経過措置後は義務となることについて指導します。）

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は努力義務）
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は努力義務）
- ③ 入所者の症状の急変が生じた場合において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を常時確保していること。（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は対象外）

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者等の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しているか。

ウ 入所者等が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努めているか。

2 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

事業所に配置される従業者が、条令・規則で定められている基準数を下回っている状況が見受けられた場合には、介護サービスの質を確保する意味から、人員基準を満たす従業者を確保するよう指導します。

【留意事項】

- ・ 従業者の勤務状況を示す書類が整備されていない、兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることが確認できない事業所が見受けられるため、従業者の勤務実績を確認できる書類を適切に整備するよう指導します。
- ・ 形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務が過剰であることなどにより本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が見受けられた場合には、利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制を整えるよう指導します。
- ・ 介護サービス事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう指導します。

3 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり（居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービスが対象）

介護現場における生産性の向上に資する取組を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するよう指導します。（令和9年度3月末までの経過措置後は義務となることについて指導します。）

(2) 「虐待防止」の徹底（減算対象）

介護サービス利用者の尊厳の保持にとって、利用者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組^みが図られるよう、以下の事項について指導します。

- ・ 担当者を置いた上で、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか
- ・ 虐待が起きてしまった場合（虐待の疑いがある場合を含む）について、事業所として適切な対応が行われているか

(3) 「身体拘束廃止」の徹底（減算対象）

適切な手段を踏まない身体拘束は、虐待に該当する場合もあり、手続の面で極めて慎重な取扱いが求められているにもかかわらず、適切な手続を踏むことなく身体拘束を行っている事業所が見受けられることから、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 例外3原則（切迫性、非代替性、一時性）の要件の適合状況の確認
- ・ 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録
- ・ 利用者・家族への説明
- ・ 身体拘束の適切な解除予定時期及び解除に向けた検討状況の確認
- ・ 身体拘束の適正化のための指針の整備
- ・ 身体拘束に係る従業者に対する定期的な研修の実施
- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認

(4) 感染症対策の強化

感染症防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が適切に行われるよう指導します。

(5) 「非常災害対策」の徹底

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震、令和6年1月に発生した能登半島地震のほか、全国各地で多発している風水害などの自然災害の教訓を活かし、また予想される南海トラフの巨大地震への備えとして、高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 水防法又は土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく市地域防災計画に定める要配慮者利用施設による避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- ・ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成と定期的な避難・救出訓練の実施

【留意事項】

- ・ 災害発生時に被害の有無を本市へ報告する、地域と日頃から連携体制を取るなど、県が作成した「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づいて対応するよう指導します。
- ・ 食料、飲料水等の備蓄、地域との連携等の努力義務については引き続きその対応を促します。

(6) 業務継続に向けた取組の強化（減算対象）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定訓練が適切に行われるよう指導します。

(7) 「事故防止対策」及び「苦情対応」

- ・ 事故の内容を正確に記録し、従業員間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。
- ・ 本市に報告すべき事故を理解していない又は報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。
- ・ 苦情は、サービスの質向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえた取組を積極的に行うよう指導します。

(8) 「計画」の適切な作成

ア 居宅サービス計画・施設サービス計画

- ・ ケアマネジメントについては、個々の利用者の置かれている環境や希望などを把握、分析した上で、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、以下のプロセスの実施について、徹底を図ります。

- ① 利用者の状況を把握し、生活上の課題を分析する。（アセスメント）
- ② アセスメントを踏まえて総合的な援助方針、目標を設定するとともに、利用者の希望等を考慮して適切な介護サービス等を組み合わせる。（プランニング）

- ③ ①及び②について、サービス担当者会議等において支援にかかわる専門職間で検討・調整し、認識を共有した上で効果的・効率的な居宅・施設サービス計画（ケアプラン）を策定する。（多種職協働）
- ④ ケアプランの作成後においても、継続的にそれぞれのサービスの実施状況や利用者の状況の変化等を把握し、ケアの内容等の再評価・改善を図る。（モニタリング）

【居宅サービス計画】

- i 運営指導において、所要のプロセスを適切に行っておらず、運営基準減算に該当するなどの不適切な事例が見受けられるため、介護保険制度の基本理念を実現する上で、指定居宅介護支援事業者が極めて重要な役割を果たすことについて、徹底を図ります。
- ii ケアプランの作成遅延に伴う、サービス事業所への交付の遅れが、サービス事業所における個別サービス計画の作成遅延につながることから、適時のケアプランの作成について指導します。
- iii 適切なケアプラン作成のためには、医療をはじめとする他機関との連携を積極的に図るよう指導します。

【施設サービス計画】

- i 介護保険施設等の施設サービス計画について、介護支援専門員が適切にケアマネジメントを行うよう指導します。
- ii サービス担当者会議について、適時・適切に開催しているか確認します。
- iii モニタリングについて、内容が乏しいと認められる事例、結果の記録の内容が不明確な事例などが見受けられるため、サービスの実施状況、利用者の満足度、目標に対する進捗状況の把握、評価、計画変更の必要性の検討等適切に行うとともに、これらの結果を明確に記録するよう指導します。

イ 居宅サービス事業所等における個別サービス計画

- ・ ケアプランの交付遅れなどにより、ケアプランの内容を確認できない場合であっても、個別サービス計画を作成し、当該計画を利用者等に説明し、同意を得て、利用者へ交付したうえで、サービス提供を行う必要があることについて、徹底を図ります。
- ・ ケアプランに沿って個別サービス計画が作成されていない事例や個別サービス計画に、サービスの目標、当該計画を達成するための具体的なサービスの内容等必要な事項が記載されていない事例などが見受けられることから、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業者等との密接な連携を図るよう指導するとともに、ケアプランに沿った適切な内容の個別サービス計画を作成するよう徹底を図ります。

(9) 「特別養護老人ホームにおける入所手続き」の適正な運用

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方に限

定され、要介護1又は2の方は、やむを得ない事由がある場合に、特例的入所が認められることとなったが、手続きが適切に行われていない施設が見受けられることから、入所手続きが適正に行われるよう指導します。

なお、富士圏域（富士市及び富士宮市）の指定介護老人福祉施設等における優先入所の取り扱いについては、平成15年から、静岡県 of 優先入所指針によらず、富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針に基づき適正な運用がされています。

平成29年4月の静岡県の優先入所指針の改正、昨今の介護者の状況等の社会情勢の変化等を踏まえ、富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針についても、一部改正を行っていることから、当該指針の運用状況を確認します。

(10) 有料老人ホーム等に併設する事業所の適正な運営

住宅型有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする訪問介護事業所や通所介護事業所等について、個別サービス計画に沿って適切にサービス提供を行っておらず、施設サービスのサービス提供をしている事業所が見受けられることから、これらの事業所に対して適正な運営を強く指導します。

また、当該有料老人ホーム等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われることがないよう、正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めるよう指導します。

(11) 通所系事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底

静岡県内の認定こども園における置き去り事案を受け、介護事業所においても送迎時の利用者の安全管理の徹底を図るよう指導します。

第4 報酬請求指導

運営指導等において、毎年不適切な報酬請求が確認されています。また、数次にわたる改定で介護報酬体系は複雑化しています。

このため、加算等についての基本的な考え方や基準に定められた算定要件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかを確認することにより、不適正な請求の防止とより良いケアへの質の向上を図ります。特に令和6年度は報酬改定が行われたことから、適正に算定されているか確認します。

【留意事項】

- ・ 加算等の請求に当たっては、報酬基準上の要件を担保していることが必要であることは当然であり、毎月の報酬請求においては事業者自ら不備がないよう確認することが求められること、報酬基準上の要件を担保しているか否かは事業者の説明責任があることについて理解の促進に努めます。

第5 その他

(1) 書面掲示の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するよう指導します。（令和7年度から義務付け）

(2) 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善の確保を図る目的で創設された介護職員処遇改善加算制度については、運営指導において、改正後の加算の算定要件（①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境要件）に合致しているか、また、事業所の管理者がキャリアパス要件等の内容を理解しているかに加えて、介護職員等特定処遇改善計画の周知が適切な方法により実施されているかを確認します。

(3) ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者に対して、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

(4) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。本市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(5) お泊りデイについて

介護サービス事業者に対し、厚生労働省の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿ってサービスを提供するよう指導します。特に宿泊サービスを提供する場合の届出及び宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の連絡等については漏れなく行われるよう指導します。

(6) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者から利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。